解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月六日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

長野県佐久市協和八三八六番地二
社団法人谷田日新報徳社
清算人　花澤　政雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

静岡県藤枝市郡七四四番地の一
特定非営利活動法人すみれの家
清算人　山本　利彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十四日開催の社員総会の決議により、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

名古屋市中区正木三丁目二番七〇号
社団法人愛知県石油業従業員退職金共済会
代表清算人　土川　保夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

兵庫県姫路市西今宿三丁目一番二〇―二〇
五号リベールシティ姫路ＷＥＳＴ
特定非営利活動法人沙羅―ＳＡＲＡ
清算人　多田　佳子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

福岡県中間市弥生一丁目二二番三号
ＮＰＯ法人アジア社会環境研究所
清算人　髙崎　勇次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年五月三十日佐世保市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

長崎県佐世保市日野町二二一四番地
佐世保市日野町土地区画整理組合
代表清算人　遠藤　正己

解散公告（第三回）

当組合は平成二十三年六月三日付福島県告示第二百七十九号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

福島県郡山市駅前一丁目九番一五号
郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合
代表清算人　湯浅　大郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年三月三十一日栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

栃木県栃木市旭町一三番七号
学校法人定願寺学園
清算人　霜村　修海

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十八日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目一六番一五号一階
医療法人孝輝会
清算人　伊東　晴美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月二十七日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

千葉県船橋市本町二丁目二六番二一号本町ビル
特定非営利活動法人マルミの会
清算人　呉本　京子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

東京都北区田端四丁目一番地一四号
特定非営利活動法人シニアシンクタウン
代表清算人　岩井　誠也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

大阪府高槻市郡家新町一番一四号
特定非営利活動法人こだま会
清算人　白石　盛彬

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

奈良県吉野郡吉野町大字国栖八八番地
財団法人野々口自治会
代表清算人　上森　昌昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年四月二十七日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

広島市西区井口鈴が台一丁目二番一―二〇五号
広島市西区井口鈴が台Ｋ・Ｌ・Ｍ・Ｎ棟
マンション建替組合
清算人　飯村　正三

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十四日

鹿児島県出水市昭和町四四番一号
社団法人出水郡歯科医師会
代表清算人　村岡　建夫

会社設立のお知らせ

平成二十三年六月一日福岡法務局にて設立登記を完了し株式会社日本船舶職員養成協会九州が発足しましたので、お知らせします。

平成二十三年六月二十四日
福岡市博多区博多駅中央街八番三六号
博多ビル三階
株式会社日本船舶職員養成協会九州
代表取締役　中野　**隆**